資料１－政府の2017春季要求に対する回答

国家公務員制度担当大臣回答

 　2017年３月24日

○2017（平成29）年度の給与については、本年の人事院勧告も踏まえ、国政全般の観点から検討を行い、方針を決定してまいりたい。その際には、皆様とも十分に意見交換を行ってまいりたい。

○非常勤職員の処遇改善については、昨年の実態調査結果や民間の同一労働同一賃金の実現に向けた検討を含む「働き方改革」の動向等も注視しつつ、関係機関とも連携し、実効が上がるよう、皆様のご意見も伺いつつ、今後の対応について検討を進めてまいりたい。

○女性活躍とワークライフバランスの推進については、超過勤務の縮減を含む「働き方改革」を着実に進めていくことが重要であり、政府一丸となって取り組んでまいりたい。あわせて、両立支援制度が一層活用されるよう、引き続き、皆様のご意見も伺いつつ、実効ある施策を推進してまいりたい。

○雇用と年金の接続については、引き続き、2013（平成25）年の閣議決定に沿って、定年退職者の再任用を政府全体で着実に推進してまいりたい。また、今後見込まれる再任用者の増加に鑑み、その能力と経験の一層の本格的な活用について、必要な検討を進めてまいりたい。

 あわせて、この閣議決定に基づき、年金支給開始年齢の63歳への引上げに向けて雇用と年金の接続の在り方について検討を行ってまいりたい。

○自律的労使関係制度については、多岐にわたる課題があることから、皆様と意見交換しつつ、慎重に検討してまいりたい。

○最後になるが、今後とも公務能率の向上と適正な勤務条件の確保に努めるとともに、安定した労使関係を維持する観点から、職員団体とは誠意を持った話合いによる一層の意思疎通に努めてまいりたい。